

## 令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の町内会が実施する集会施設の環境改善事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「集会施設」とは、次に掲げる要件を全て満たす施設をいう。

- (1) 地域住民がコミュニティ活動を行うことができる会議室等の機能を有していること。
- (2) 地域住民が継続的に使用することができること。
- (3) 神社仏閣等宗教に関連する機能を備えていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の町内会とする。ただし、集会施設を複数の市内の町内会が共有している場合は、共有しているうちの1者のみを補助対象者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が所有し、かつ、管理する集会施設に係る経費であって、別表に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に十和田市集会施設環境改善事業補助金（トイレの水洗化又は洋式化に関する改修に限る。）の交付の対象となった集会施設に係るトイレの水洗化又は洋式化に関する改修については、補助金の交付の対象としないものとする。ただし、災害その他の特別の事情により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助金の額は、別表左欄に掲げる対象事業の区別に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 設置予定の機器、改修箇所その他改修の内容がわかる書類
- (4) 見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請にあたっては、複数の者が共有している集会施設の場合は、共有している者全員の同意を得るものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請をした補助対象者に令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに令和6年度十和田市集会施設環境改善事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書(様式第6号)
- (2) 領収証、受領証等の支払を証明する書類の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付金額確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和6年度十和田市集会施設環境改善事業補助金概算払請求書(様式第9号)によらなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>トイレの水洗化又は洋式化に関する改修</p>	<p>(1) 下水道、集落排水等への接続に係る費用                      (2) 浄化槽設置に係る排水設備費用                      (3) 水洗式及び洋式便器への取替費用                      (4) 上記に伴う電気設備、給排水設備並びに必要最低限の床及び壁の改修費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額。）又は750,000円のいずれか低い額以内</p>
<p>照明器具のLED化に関する改修</p>	<p>(1) LED照明器具の購入費用                      (2) LED照明器具の交換に要する費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額。）又は200,000円のいずれか低い額以内</p>